

Ⅲ. 計画変更・財産処分等の手続き

- 交付決定以降から財産処分制限期間が経過するまでの間に、申請内容に変更が発生する場合は、変更の内容と変更の時期に応じて、事前に手続きが必要です。

| 変更の種類 | | 交付決定～補助金振込み | 補助金振込み～ 財産処分制限期間内 |
|-----------------|----------|-------------|----------------------|
| (1) 計画変更 | ①軽微な変更 | | |
| | ②重要事項の変更 | | |
| (2) 財産処分(車両の処分) | | | |

1. 必要書類一覧

| 変更の種類 | | 必要な書類 | 様式 |
|-----------------|----------|---|-------|
| (1) 計画変更 | ①軽微な変更 | 変更届出書 | 様式5 |
| | ②重要事項の変更 | 計画変更等承認申請書 | 様式6 |
| (2) 財産処分(車両の処分) | | 財産処分承認申請書 ★補助金交付を受けた年度によって申請書の様式が異なりますので注意して下さい。 | 様式12★ |

- ⇒ センターが様式を指定する書類は、「IV. 様式集」からコピーするか、センターのホームページからダウンロードしてお使い下さい。
- ⇒ 添付する複写(コピー)は、片面コピーで、出来るだけA4サイズをお願いします。
- ⇒ 申請書類の送付は、裏表紙に記載の宛先をお願いします。

2. 必要書類の詳細説明

(1) 計画変更

- 変更の内容によって、手続きが異なることがありますので、必ず事前にセンターにご相談下さい。

| 変更内容 | 具体的な例 | 提出書類 |
|----------|--|---------------------|
| ①軽微な変更 | <ul style="list-style-type: none"> ▣ 申請者の名前の変更 (法人の代表取締役の変更、個人の改姓など) ▣ 申請者の住所変更 ▣ 車両の登録ナンバーの変更 <p>※補助金の受領以降に発生する場合も対象となります。</p> | 変更届出書 <様式5> |
| ②重要事項の変更 | <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付決定から補助金振込みの間に発生した以下の変更が対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ▣ 車両の売却、廃車等により、補助金の受領を中止する場合 ▣ 相続により、申請者(車両の所有者)の名義を変更して、補助金の受領をする場合 ※補助金の受領以降に車両の売却、廃車、名義変更及びリース契約者の変更等を行う場合は、「財産処分」となり、「財産処分申請書」で手続きしなければなりません。 ☞ この場合の手続きは、(2)財産処分を参照 | 計画変更等承認申請書 <様式6> |

(2) 財産処分

- ▶ 補助金の交付を受けた以降で、処分制限期間内に車両(「取得財産等」という)を、処分しようとする場合には、手続きが必要です。

☆取得財産等の処分に該当する行為

補助金の目的は、クリーンエネルギー自動車の利用によって地球温暖化や大気汚染の原因となる自動車の有害な排出ガスの排出量低減に貢献することです。
これに反する以下の行為は取得財産等の処分に該当する行為となります。
①補助金の目的に反する使用 ②譲渡 ③交換 ④貸付 ⑤廃棄 ⑥担保に供すること

<処分制限期間内に取得財産等の処分をする場合の注意事項>

| | |
|-----------------------|---|
| ①手続き | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 処分をする前にセンターに「財産処分承認申請書」を提出し、承認を受けなければなりません。 センターにて、判断し、承認する場合には承認の通知を発送します。 ▶ 補助金交付を受けた年度によって「財産処分承認申請書」の様式が異なりますので注意して下さい。 ☞年度別の財産処分承認申請書は、IV. 様式集を参照 <p>【年度ごとに様式が異なる理由】 本補助金事業は単年度事業で、年度によって事業の内容、財産処分制限期間、補助金交付の根拠となる交付規程が異なるため、それらを区別する必要があるためです。</p> |
| ②補助金の扱い | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 保有期間や処分の事由等によって、センターが指示する金額の補助金を指示する期限までに返納しなければなりません。 期限までに返納しないときは、未返納の金額に対して、返納期限の翌日からの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を納付しなければなりません。 ▶ その処分が本人責めに帰さないやむを得ない事由によるものとして以下に該当する場合は、補助金の返納は必要ありません。 <ul style="list-style-type: none"> i. 取得財産等が天災等により走行不能となり抹消処分した場合 ii. 取得財産等が過失の無い事故により走行不能となり抹消処分した場合 iii. その他センターが特に認める場合 ▶ 補助金の返納を求められた者は、補助金の返納が完了するまで新しい補助金交付申請はできません。 |
| ③財産処分によって基準以上の収入を得た場合 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 財産処分によって、基準以上の収入を得たとセンターが判断したときには、その収入の全部又は一部の納付をお願いすることがあります。 収入の有無の判断は、減価償却資産における償却方法の考え方にに基づき、センターにて算出します。 |

✖無届で財産処分をした場合

- ▶ センターの承認を得ずに、処分制限期間内に財産処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全部の返納を求められることがあります。

その場合、補助金を受領した日から返納の日までの日数に応じて、返納額に年利10.95%の割合で計算した加算金の納付も併せて求めることがあります。

☆(注意) センターでは、定期的に、補助金を交付した車両の保有状況を調査しています。